平成２６年（フ）第４１０号
埼玉県日高市大字女影122番地　第２コットンハウス201
債務者　池上　正道
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４１６号
埼玉県川越市上野田町４番地45　マ・メゾン川越202号室
債務者　生田　　武
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４２１号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田76番地４　メゾン高篠202号
債務者　小林　明彦
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４２号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金835番地35　共栄荘Ｃ号、前住所埼玉県さいたま市大宮区大成町２丁目474番地　グリーンコーポ１―101号
債務者　和知佐和子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１３号
千葉県大網白里市四天木728番地９
債務者　荻野　卓也
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
千葉県銚子市小船木町１丁目442番地
債務者　岩瀬　勝衛
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０号
千葉県銚子市小船木町１丁目442番地
債務者　岩瀬　節子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９号
千葉県旭市萩園1081番地２
債務者　遠藤　文恵（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３３号
札幌市厚別区厚別東１条５丁目18番２号　ハイツパークロード102
債務者　磯野　孝行
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３９号
札幌市豊平区月寒東２条８丁目４番５号　メゾンアストラル月寒東105号
債務者　名取　純一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６７号
札幌市手稲区西宮の沢５条１丁目17番20号
債務者　佐藤　征一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６９号
札幌市東区北22条東２丁目３番23号
債務者　平山　祐将
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１７７号
札幌市白石区北郷４条１丁目３番10―303号
債務者　安住　信章
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８７号
札幌市手稲区前田６条13丁目８番10―213号
債務者　篠田　秋彦
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９８号
札幌市白石区栄通15丁目５番27号　サンコート201号
債務者　佐々木尚弘
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２９号
札幌市中央区北７条西19丁目１番地８　グランメール北７条Ｂ棟602号
債務者　山口美和子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３５号
札幌市白石区本通10丁目南６番14号　レジデンス三和305号
債務者　中野　高志
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部